

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する告示（案） 新旧対照表

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後

別表第三

番号	医療機器の名称	基準	
一〇百五十二	(略)	(略)	日本工業規格又は国際電気標準会議が定める規格
三	1 歯科用ガス圧式ハンドピース	T五九一二	使用目的又は効果
百五十			圧縮空気を回転に変換することにより、歯科用バリ、リーマ等の回転器具を駆動すること。

改正前

別表第三

番号	医療機器の名称	基準	
一〇百五十二	(略)	(略)	日本工業規格又は国際電気標準会議が定める規格
三	1 歯科用ガス圧式ハンドピース	T五九〇六	使用目的又は効果
百五十			圧縮空気を回転に変換することにより、歯科用バリ、リーマ等の回転器具を駆動すること。